

大分県スポーツ推進委員協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「大分県スポーツ推進委員協議会」と称する。

(組織)

第2条 本会は市町村のスポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）及び学識経験者をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は推進委員相互の連絡を密にするとともに資質の向上を図り、もって大分県におけるスポーツの普及・振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進委員相互の連絡調整に関する事。
- (2) 推進委員の資質の向上を図るための研究会及び講習会等の開催に関する事。
- (3) スポーツの普及・啓発に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(事務局及び職員)

第5条 本会の事務局を設け、事務局に必要な職員を置く。

2 本会の事務局は大分県教育庁体育保健課に置く。

3 事務局の職員は会長が委嘱する。

第2章 評議員及び役員

(評議員)

第6条 本会に評議員を置く。

2 評議員は、推進委員のうちから市町村ごとに1名を選出するものとする。

(役員の種類及び員数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 12名以内（うち1名は理事長とする。）
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第8条 会長及び副会長は評議員会において選出する。

2 理事は評議員会において、次の区分により選出する。なお、各地区区分は教育事務所管内とする。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 中津地区 1名

(3) 別府地区	2名
(4) 大分地区	3名
(5) 佐伯地区	1名
(6) 竹田地区	1名
(7) 日田地区	1名

- 3 理事長は理事の互選による。
- 4 監事は評議員会において選出する。
- 5 役員は評議員を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第9条 会長は本会を代表し、これを統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。代行する副会長についてはあらかじめ会長が指定する。
- 3 理事長は会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(評議員及び役員の任期)

- 第10条 評議員及び役員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員及び役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 評議員及び役員は再任されることができる。
- 3 評議員及び役員は、その任期が満了しても後任者が選出されるまでの間はその職務を行うこととする。

(名誉会長及び顧問並びに参与)

- 第11条 本会に名誉会長及び顧問並びに参与を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問並びに参与は、理事会で推挙し、評議員会の同意を経て会長が委嘱する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第12条 本会の目的を達成するために評議員会及び理事会を置く。
- 2 評議員会は、会長、副会長及び評議員をもって構成する。
- 3 理事会は、会長、副会長、理事及び専門委員会代表をもって構成する。

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 評議員会は、本会の重要事項を審議する。

(理事会)

- 第14条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 理事会は、本会の業務を執行する。

(専門委員会)

- 第15条 本会の事業遂行のために、専門委員会を設けることができる。専門委員会の名称及び委員の定数は理事会で定める。

(議事)

- 第16条 評議員会及び理事会は、それぞれ構成員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 会長は評議員会及び理事会の会議の議長となる。
 - 3 評議員会及び理事会の議事は、出席したもののは過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要に応じて会議の構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。ただし、その者には議決権がないものとする。
 - 5 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。
 - 6 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第4章 会計

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

- 第18条 本会の経費は、会費、寄附金、県費負担金及びその他の収入をもつて充てる。
- 2 会費については別に定める。

第5章 雜則

(規約の変更)

- 第19条 この規約は評議員会の構成員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

(委任)

- 第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和40年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年5月9日から施行する。(第8条四の一部改正)

附 則

この規約は、平成19年5月17日から施行する。(第11条の一部改正)

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年9月26日から施行する。(第16条会長専決追加)